

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和8年1月13日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和8年1月13日（火） 13時30分～14時00分
開催場所	大会議室2-1
出席者職氏名	【政策推進会議メンバー】 松井市長公室長、外立総合行政部長、豊島総務部長、松田政策推進課長、尾崎人事課長、伊東財政課長 【担当部課】 山本人権推進室長、松永人権推進室主査 <p style="text-align: right;">（計 8人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	松永人権推進室主査 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	第7次志木市男女共同参画基本計画（素案）について
結 果	担当課の提案のとおり、策定に向けて進めていく。
事務局職員職氏名	矢野政策推進課主任、山口政策推進課主事補
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項

<第7次志木市男女共同参画基本計画（素案）について>

- ・松永人権推進室主査より概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

（1）背景と目的

志木市は第1次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会を支える基盤整備や制度の充実、意識啓発の取組などを進めてきた。

一方、社会・経済のあらゆる分野で女性の参画不足や雇用分野での男女間格差、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、暴力の根絶など依然として取り組むべき多くの課題がある。特に新型コロナウイルス感染症の拡大は未曾有の危機をもたらし、特に女性がその大きな影響を受け、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化、雇用・所得への影響などが顕在化した。そのような中、法制度の面では令和4年5月に「困難な問題を抱える助成への支援に関する法律」が制定、令和8年までを期限とする女性活躍推進法について取組内容の充実を図るとともに期限を10年間延長する法改正が行われた。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまでの取り組みを継承・発展させ、全ての市民が性別を問わず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進する「第7次志木市男女共同参画基本計画」を策定する。

（2）計画の主なポイント

- ・女性活躍推進法の期間延長を反映した女性活躍のさらなる推進、DVやセクシュ

アル・ハラメント等の根絶に向けた取組、さらには困難な問題を抱える女性への支援に取り組む。

- ・男性の家庭参画についての取組をさらに促進するものとしている。
- ・近年の社会情勢をふまえ、性の多様性への理解促進を引き続き施策として位置づけている。

(3) 計画期間

本計画の期間は令和8年度～令和12年度までの5年間とする。

(4) 策定までのスケジュール

令和8年2月：パブリックコメントを実施予定

令和8年3月：計画策定

メンバー：計画の策定に当たっては、どのような組織で検討しているのか。

担当部課：各課に位置付けている男女共同参画推進員、関係課の管理職で組織する策定委員会、事業者や市民を含む審議会において検討している。

メンバー：計画の体系において、基本目標Ⅱの課題5にて「男女共同参画の視点に立った防災対策推進」との記載があるが、本計画自体が男女共同参画の視点に立った内容のため、特筆する必要があるのか。表現を変更してはどうだろうか。

担当部課：検討させていただく。

メンバー：第6次志木市男女共同参画基本計画で定められている目標の達成状況は、どうなっているか。

担当部課：現在、達成状況を確認しているところである。計画最終年度である今年度

の成果が出るのはまだ先ではあるが、現時点で達成できているところ、達成に届いていないところと様々である。引き続き、目標に向けた課題に取り組むとともに、周知・啓発を行っていく。

○結論

担当課の提案のとおり、策定に向けて進めていく。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。